

民生文教常任委員会会議記録

令和8年3月9日開催

令和8年第1回定例会において、清水町議会会議規則第39条の規定により付託された事件について下記のとおり審議した。

(出席委員)

委員長 松下 尚美
副委員長 田代 稔
委員 吉川 清里
委員 飯田 安雄
委員 向笠 達也
委員 海野 豊彦

(概要)

○議案第11号 清水町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例については、当局からの本委員会所管事項に係る議案説明の後、審査を行い、質疑では、「南保育所以外で実施する事業者がないのはなぜか。」とただしたところ、「過去の聞き取りでは、民間事業者が実施しない理由として、保育士の確保、不定期な短時間利用への対応及び採算性の問題があるほか、特に、本町の民間事業者においては、実施スペースの問題から、新たな受入体制が確保できないためと聞いています。」との答弁がありました。また、「公立保育所で実施する場合でも民間事業者と同様の問題が生じ、かなりの負担がかかると考えるが、町の見解は。」とただしたところ、「公立保育所は、スペース的にも余裕があるため実施施設として適当であると考えています。また、事業実施に当たり、通常保育に支障がないよう、新たに保育士2人を採用する予定としています。」との答弁がありました。

他に質疑なく、討論を行い、まず、反対討論として、「こども誰でも通園制度により、保育の選択肢が増えるように思われるが、利用者にとっては、すでに実施している一時保育との違いが分かりづらく、また、保育士への新たな負担や通常保育の子供にも影響があるほか、制度を利用し不定期な通園をすることとなる親子にとっても利益のあるものではない。実施する民間事業者がないことで、唯一実施する公立保育所にとっては、さらに大きな負担となるものであると指摘し、反対討論とする。」との発言がありました。

次に、賛成討論として、「本条例は、来年度から開始される、こども誰でも通園制度の実施のために必要不可欠なものである。また、本事業は、家庭とは異なる経験を通じた子供の成長と、保護者の子育てへの孤立感や負担感などの軽減につながると考えるため、円滑な実施により、子供と家庭を支える仕組みとして着実に根付くことを期待し、賛成討論とする。」との発言があり

ました。

他に討論なく、採決の結果、本案は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 議案第12号 清水町乳児等通園支援事業の利用料等に関する条例については、当局からの議案説明の後、審査を行い、質疑では、「利用料が1時間300円とすると、1日8時間利用した場合2,400円となるが、現在行っている一時保育は、1日1,200円であり、矛盾があると思うが、町の見解は。」とただしたところ、「一時保育は、主に保護者の事情に起因するニーズに応え子供を預かるのみの制度である一方、こども誰でも通園制度は、集団生活により、子供の社会性や共感能力を育むことに加え、保育者との関わりにより保護者の子育てに関する孤立や不安を軽減することも目的としており、内容が異なることから、矛盾はないと考えています。」との答弁がありました。

他に質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 議案第13号 清水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、当局からの議案説明の後(のち)、審査を行い、質疑では、「後期高齢者支援金分の税率のみを引き上げた理由は。また、今回の引き上げは、県への納付金が増えているためか。」とただしたところ、「今回の引き上げは、県への納付金の後期高齢者支援金等分の保険税負担額が大きく不足していることに加え、本町の課税額は、標準保険料率よりも低く、他市町よりも低い実情を踏まえ、適正な税率等への改正が必要と判断し、後期高齢者支援金等分のみを引き上げることとしました。また、税率の引き上げは、令和6年度の数値に基づく試算の結果、後期高齢者支援金分に係る納付金の財源のうち、特定財源を除いた保険税負担額が約3,000万円不足するため行うものです。」との答弁がありました。

他に質疑なく、討論を行い、まず、反対討論として、「来年度から国保税に上乘せされる子ども・子育て支援金は、税や保険料でない新たな負担で、これを公的医療保険に上乘せして徴収するのは筋違いであり、今後、このような目的外負担が際限なく広がり、負担増が国保税の徴収に影響し、滞納の増加につながることであれば、本末転倒である。また、後期高齢者支援金分の税率の引上げは、県の標準保険料率や、事業費の不足を踏まえて行うとのことであるが、広域化により、財政が安定化するどころか、負担が増える結果となっており、当初から指摘していた広域化のデメリットが表面化してきていることを指摘し、反対討論とする。」との発言がありました。

次に、賛成討論として、「今回の改正で被保険者の負担増となるが、来年度から新たに導入される、子ども・子育て支援納付金は、国が目指す社会全体の福祉向上に貢献するもので、将来世代への責任を果たすために不可欠な措置であると認識しており、また、後期高齢者支援金等分の税率等の引き上げ

は、国保制度を次世代にわたって維持していくために不可欠であると理解している。今後も効率的な事業運営に努めていただくことを期待し、賛成討論とする。」との発言がありました。

他に討論なく、採決の結果、本案は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議案第14号 清水町介護保険条例の一部を改正する条例については、当局からの議案説明の後、審査を行い、質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議案第18号 令和7年度清水町一般会計補正予算（第8回）については、当局からの本委員会所管事項に係る議案説明の後、審査を行い、質疑なく、討論なく、採決の結果、本案の本委員会所管事項については、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議案第20号 令和8年度清水町一般会計予算については、当局からの本委員会所管事項に係る議案説明の後、審査を行い、歳入の質疑はなく、次に、歳出の質疑を行い、3款民生費では、「敬老祝金は、平均寿命が80歳を超えてきている中で、70歳代の方に支給を続ける必要性について、町の考えは。」とただしたところ、「対象年齢や支給の在り方については、時代に即した見直しの視点も必要であると認識していますが、見直しには、広く関係者の意見を伺うとともに、その財源の活用方法も含め、慎重な検討が必要と考えます。」との答弁がありました。次に、「敬老会について、時代に合った新たな開催方法を望む声があるが、町の考えは。」とただしたところ、「会場の都合や、内容について参加者から一定の評価をいただいていることから、現時点では、開催方法等の変更は考えていませんが、今後、参加者の意見を伺いながら、研究していきたいと考えています。」との答弁がありました。次に、「手話教室等の出前講座は、一般企業や聴力障害者が多く利用する店舗などでの実施も想定しているか。」とただしたところ、「一般企業や店舗のほか、自治会や団体など、希望に応じ、幅広く柔軟に対応することとしています。」との答弁がありました。また、「手話が言語であることを啓蒙する記念日である手話言語国際デーにおける町の取組予定は。」とただしたところ、「これまでも行ってきたホームページでの周知に加え、庁舎住民ホールの行政情報モニターでの情報発信を予定しているほか、ブルーライトアップの実施について、本町の公共施設には設備がないが、職員の対応可能な範囲で検討していきます。」との答弁がありました。次に、「公立保育所は、これまで保育士不足により定員までの受け入れができていないが、令和8年度の状況は。」とただしたところ、「定員まで受け入れるためには、9人程度不足しています。」との答弁がありました。次に、「障害者福祉費において雇用する予定の会計年度任用職員の人数と業務内容は。」とただしたところ、「障害者基幹相談支援センターにおい

て、課題となっている専門化、複雑化する相談支援ニーズに対応し、専門職による伴走型の相談支援を実施するため、社会福祉士や精神保健福祉士などの有資格者1人を雇用する予定です。」との答弁がありました。次に、「障害者福祉費の扶助費が、令和7年度よりも大きく増額となっている理由は。」とただしたところ、「障害者介護給付と障害児通所給付の支給決定者が年々増加し、給付額が伸びていることから、直近の給付実績や増加率などを考慮したものです。特に、障害児通所給付は、発達障害への理解と認知の広まりや、社会的関心の高まりにより、医療へのアクセスが向上し、診断を受ける人が増加傾向にあるため、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者が増加をしていることから、増額となっています。」との答弁がありました。

次に、4款衛生費では、「人間ドック検査費用助成金を減額することとした理由は。」とただしたところ、「町の財政状況を踏まえ、近隣市町における自己負担額を調査した結果、自己負担額を一律定額から、長泉町と函南町と同様の検査費用の3割基準としました。」との答弁がありました。また、「自己負担が増えることで、受診者数が減り、早期発見、早期治療に影響することで、医療費増につながり、新たな負担が生じる可能性もあると考えるが、町の見解は。」とただしたところ、「町や後期高齢者医療広域連合が推奨する特定健診やがん検診は、無料で受けられることから、これらの受診を勧奨することで、自己負担増による人間ドックの受診控えを補っていきたいと考えています。」との答弁がありました。次に、「中学校3年生インフルエンザとコロナウイルスの予防接種費助成の人数が減った理由は。」とただしたところ、「過去2年の実績を踏まえ、インフルエンザ予防接種は86人分、コロナウイルス予防接種は3人分を計上したものです。」との答弁がありました。

次に、10款教育費では、「新規事業である、ふるさと大使監修の人形劇公演プロジェクトの対象人数と内容は。」とただしたところ、「ふるさと大使である絵本作家の宮西達也先生の協力のもと、新たなストーリーを制作していただき、人形劇として上演する事業であり、秋頃までにストーリーと人形等を製作し、練習期間を経て、令和9年3月に初回公演の予定です。また、1公演当たりの観客は、100人程度を想定しています。」との答弁がありました。また、「令和9年度以降も継続していく予定はあるか。」とただしたところ、「人形劇であり、様々な場所へ移動等が可能であるため、町内各所に出向いて実施する計画です。」との答弁がありました。また、「人形劇は、専門性の高い技術が必要となるため、町民等の有志の演者による公演には、プロの指導が必要であるとするが、町の見解は。」とただしたところ、「演出を宮西先生に依頼する予定であり、山梨県南部町において、宮西先生演出で、町職員による演劇を実施した実績があることから、実施は可能と考えます。」との答弁がありました。次に、「新年度に計上されている学校施設改修工事費で、学校からの要望箇所を全て改修できる見込みがあるか。」とただしたところ、「学校との共通理解のために作成している資料では、部品交換などの少額の改修から、エレベーター設置などの大規模改修も挙がっているため、限られた予

算で全ての求めにんえられていませんが、比較的安価な補修や急を要する箇所については修繕などで対応しています。」との答弁がありました。また、「児童生徒の教育環境を適切に整えるという観点から、学校現場とともに実態を正確に把握し、学校施設改修には十分な予算措置を行うべきである。」との発言がありました。次に、「外原テニスコート壁打ち壁解体工事について、解体の理由は。」とただしたところ、「建築基準法上の耐震性に問題があることから、撤去することとしたものです。」との答弁がありました。

他に質疑なく、討論を行い、まず、反対討論として、「まず、町立保育所の保育士の人数は増えているが、半数が会計年度任用職員であるほか、毎年度続いている定員までの受入れに至っていない状況について、保育士確保に努めていることは理解するが、改善に至っておらず、不十分な対応と考える。また、人間ドック検査費用助成の減額については、特定健診の充実で補うとのことであるが、早期発見、早期治療という流れに逆行する措置であると考え。さらに、学校施設改修において、全ての要望にんえられていない状況について、施設改修や大規模改修には、子供たちの適切な教育環境を整える点に配慮した予算付けが好ましいことを指摘し、反対討論とする。」との発言がありました。

次に、賛成討論として、「新年度予算は、特に、子育て支援と教育環境の充実を目指す姿勢が伺え、多様なニーズに応じた子育て支援を強化する姿勢は、子育て世代が安心して暮らせるまちづくりに不可欠であり、大いに期待できるとともに、子供たちが安心して学べる教育基盤の強化に加え、町の未来を担う子供たちの健やかな成長と教育環境の充実に向けた具体的な施策が数多く盛り込まれているなど、厳しい財政状況の中、社会情勢の変化の激しい時代を生き抜くため、将来を見据え、喫緊の課題に対し、限られた財源を的確かつ重点的に配分した、実効性の高い予算であると評価し、賛成討論とする。」との発言がありました。

他に討論なく、採決の結果、本案は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議案第22号 令和8年度清水町国民健康保険事業 特別会計予算については、当局からの議案説明の後、審査を行い、歳入の質疑では、「国民健康保険税は、子ども・子育て支援金分を除いても1,240万円程度の増額となる理由は。」とただしたところ、「現年課税分の後期高齢者支援金分について、税率の引き上げによる影響を反映し、2,600万円余の増額を見込んだほか、その他の区分についても、収納率の引上げや被保険者数の減少などの影響を見込んで算出した結果、御指摘の状況となっています。」との答弁がありました。

次に、歳出の質疑を行い、「保険給付費が前年度よりも減額している理由は。」とただしたところ、「過去2カ年度の給付実績を踏まえ、被保険者数の減少に伴い、医療費も減少すると考えられる一方、診療報酬の単価改定のほか、高額医療費の複数請求にも十分に対応できるよう予算計上した結果、減

額となったものです。」との答弁がありました。

他に質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議案第23号 令和8年度清水町介護保険事業 特別会計予算については、当局からの議案説明の後、審査を行い、歳入は質疑なく、歳出の質疑では、「介護予防サービス等諸費が増額した理由は。また、増えることが想定されるサービスは。」とただしたところ、「保険給付費は、給付実績やその伸び率からなる決算見込額等を基に算出しており、年々緩やかに増加している中で、介護予防サービス等諸費については、要支援認定者数の増加に伴う給付実績の増加を踏まえた結果、増額としたものです。また、認定者の状態や希望などによるため、増えると思われるサービスを予測することは難しいですが、昨年度から給付実績が伸びているものは、介護予防通所リハビリテーション、介護予防訪問看護、介護予防特定施設入居者生活介護となっています。」との答弁がありました。

他に質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議案第24号 令和8年度清水町後期高齢者医療特別会計予算については、当局からの議案説明の後、審査を行い、質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

清水町議会委員会条例第27条第1項の規定により記名押印する。

令和8年3月18日

民生文教常任委員長 松下 尚美